

「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準」「宅地建物取引士の違反行為に対する監督処分の基準」の一部改正の概要

1 法令改正の概要

宅地建物取引業法の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されることを踏まえて、「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準」、「宅地建物取引士の違反行為に対する監督処分の基準」の一部を改正するもの。

2 改正の概要

「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」とする名称変更

参 考

<宅地建物取引業法の主な法改正内容>

- ・ 「宅地建物取引主任者」（以下「主任者」という。）を「宅地建物取引士」（以下「宅建取引士」という。）とする名称変更（法第2条第4号他）
- ・ 宅建取引士の登録の欠格要件及び消除事由として、「暴力団員等（暴力団対策法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 以下同じ）」の追加（法第18条第1項第5号の3）
- ・ 宅地建物取引業の免許の欠格要件及び消除事由として、「暴力団員等」、「暴力団員等がその事業活動を支配する者」の追加（法第5条第1項第3号の3、同第8号の2）（宅地建物取引業の欠格要件については、申請者本人、法人の場合の役員、政令で定める使用人が対象となる。）
- ・ 宅建取引士が業務に従事する原則として、公正かつ誠実な業務処理、宅建業に関連する業務に従事する関係者との連携を規定（法第15条）
- ・ 宅建取引士の責務につき、信用又は品位を害する行為の禁止、知識及び能力の維持向上に努めなければならないことを追加（法第15条の2、15条の3）
- ・ 宅地建物取引業者の責務として、従業者に対する教育を追加（法第31条の2）
- ・ 宅地建物取引士証（以下「宅建士証」という。）の再交付の要件として「その他の事由」が追加され、宅建士証とみなされる宅地取引主任者証（以下「主任者証」という。）と引換えに新たな宅建士証を交付することができることを追加（規則第14条の15第1項）